# 甲府市産業集積促進助成金交付細則

この細則は、甲府市産業集積促進助成金交付要綱（以下「要綱」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第１　用語の意義について

この細則における用語の意義は、要綱に規定する用語の例による。

## 第２　増加する常時雇用労働者について

要綱第４第１項第１号ウ、第７号イ及び第８号イの増加する常時雇用労働者の数（以下「増加雇用労働者数」という。）には、市内既存工場等及び事務所等から移動した従業員は含めない。ただし、新たな工場等及び事務所等に配属させることを目的として操業開始前に採用し、研修等のため市内既存工場等及び事務所等に配属させていた者であることを市長が認める者は、増加雇用労働者数に含めるものとする。

２　前項の操業開始前とする採用期間は、要綱第５第１項による市長の認定を受けた立地事業等のために要する土地の取得日又は借地権の設定日から操業開始の日までとする。ただし、立地事業等が要綱第４第１項第３号に該当する場合は、当該立地事業の工場等の建設工事の開始日から操業開始の日までとする。

３　立地事業等を行う者の従業員であって、県外で雇用されていた者を市内の工場等及び事務所等に移転させた場合には、増加雇用労働者数と認める。

## 第３　市内から新たに雇用する者について

要綱第４第１項第１号ウ及び第４第１項第７号イの市内から新たに雇用する者とは、本人が雇用される日を基準として、本人又は２親等以内の親族又は姻族が、引き続き３ヶ月以上甲府市内に住所を有している者とする。（操業開始前に採用した者であっても、新たな工場等又は事務所等に配属させることを目的として採用した者であることを市長が認める者を含む。）

２　前項の引き続き３ヶ月以上甲府市内に住所を有しているとは、甲府市の住民基本台帳に記録されている期間が３ヶ月以上であることとする。

## 第４　県外から市内に転入する者

要綱第４第１項第１号ウ、第７号イ、第８号イ及び要綱別表１の県外から市内に転入する者とは、立地事業等に伴い甲府市内に住所を有することとなった者であって、甲府市内に住所を有することとなった日より１年以上前の日から山梨県外に住所を有していた者とする。

第５　その他著しく本市経済の活性化に資するものについて

要綱第３第１項第１号における「その他著しく本市経済の活性化に資するものとして市長が認める事業の用に供する工場又は事業所」とは、操業開始後１年以内にその操業に伴って増加する常時雇用労働者の数が２０人以上（うち市内から新たに雇用する者が１０人以上）であるものをいう。

第６　事業認定における取り扱いについて

要綱第４の助成対象が複数項目で該当になる場合においては、立地事業等で実施する業種が対象になるものを優先し、要綱第５第１項の事業認定を行うものとする。

２　グループ企業間における空き工場の取引や所有権移転による立地事業等については、事業認定の対象とならない。

３　要綱第１０第１項第１号及び第３号の要件により事業認定を行う場合、空き工場取得費と機械設備の取得費の合計が要綱第４第１項第１号イ若しくは第４号イの要件を超えるものを対象とする。

４　要綱第１０第１項第４号の要件により事業認定を行う場合、事業所の拡充により事業認定の申請がされる際には、立地事業等に供される新事業所の面積から既存事業所の面積を減じた面積を新事業所の面積で除して得た割合を乗じて得た額を対象とする。

第７　再度の事業認定について

要綱第５第１項の事業認定を再度受けようとする者は、前回認定を受けた事業の操業開始の日から３年を経過しなければ事業認定の申請を行うことができないものとする。

第８　複数の事業による立地事業等の助成額について

複数の事業による立地事業等の助成額は、投下固定資産額を事業ごとに分類し、それぞれの事業に適用される要綱第１０第１項各号に定める助成額を合算した額とする。なお、投下固定資産額を事業ごとに分類できない場合は、投下固定資産額を事業ごとに使用する面積で按分する。

２　複数の事業で使用するなど投下固定資産額を事業ごとに按分できない場合は、その助成額の算出にあたって投下固定資産額に乗ずることとされている率は、複数の事業のうち最も低い率を適用する。

３　複数の事業による立地事業等に適用される要綱第１０第 1 項各号に定める助成額が異なる場合、事業ごとに投下固定資産額を合算し、投下固定資産額全体の５割を超えるものがあるときはその助成限度額を、投下固定資産額全体の５割を超えるものが無いときは小さい助成限度額を用いる。

第９　助成金の端数処理について

要綱第１０第１項各号に定める助成金の額の計算において、千円未満の端数が生じた場合には、千円未満を切り捨てた額を助成金の額とする。

第１０　複数年にわたって交付決定が必要な立地事業等について

要綱第１２第２項における交付申請については、その年の１２月末日までを対象とし、３月末日までに交付決定を受けるものとする。

第１１　複数年にわたって交付決定が必要な立地事業等において、中途で雇用要件を満たさなくなったときの扱いについて

複数年にわたって交付決定が必要な立地事業等において、操業開始後１年以内に立地事業等を行う事業者が、増加する常時雇用労働者の要件（以下、雇用要件という。）を満たして交付決定を受けた後に、当該常時雇用労働者の自己都合による退職、偶発的な事由等により雇用要件を満たさなくなったときは、次の各号に定めるとおりの扱いとする。

⑴　雇用要件を満たさなくなった数の増加する常時雇用労働者を速やかに求人し、採用する意思があると認められる場合、引き続き雇用要件を満たしているものとして扱う。

⑵　前号以外の場合であって、６ヶ月以内に再度雇用要件を満たすことが見込まれる場合、雇用要件を満たしていない期間における建物及び設備機器等の賃借料は、要綱第１０の助成対象に含まれないものとして扱う。

⑶　雇用要件を満たさない期間が６ヶ月を超えることが見込まれる場合、要綱第６第１項第２号に該当するものとして扱う。

第１２　助成金の交付決定について

要綱第１３の交付決定は、交付申請があった後に予算の議決を経て行う。ただし、事業認定を行い、操業が確実な立地事業については、予算議決後に交付申請を受け付け、交付決定ができるものとする。

第１３　助成金の支払請求の時期について

助成金交付請求書（第１２号様式）は、要綱第１３の交付決定の通知を受けた日から起算して１５日以内に、市長に提出しなければならない。

第１４　ファイナンスリースの取り扱いについて

「リース取引に関する会計基準」（改正平成１９年企業会計基準第１３条）中「５」にいうファイナンスリース物件については、投下固定資産として取り扱うものとする。

ただし、リース期間終了後に所有権の移転を伴わないファイナンスリース物件であって、事実上、賃借と等しい使用形態となる条件が付されていると認められる場合には、賃

借料による物件として扱うことができるものとする。

第１５　休止等の事前協議について

要綱第１８に規定する「あらかじめ」とは、正当な理由がある場合を除き、協議事項を実施しようとする３０日前までとする。

２　要綱第１８第１項第３号で規定する「処分」とは、要綱第１５条第１項第５号に規定する「処分」及び担保の設定をいう。

第１６　計算

要綱による期間の計算又は親族等の計算は、民法の例による。

第１７　この細則に疑義が生じた場合は、別に定める。

附　則

１　この細則は、平成２８年４月１日から施行する。

２　この細則は、令和６年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日までに要綱第５に規定する事業認定を受け、かつ、土地又は借地権を取得済の者については、この細則は、同日以後も、なおその効力を有する。

附　則

１　この細則は、平成３１年３月３１日から施行する。

附　則

１　この細則は、令和２年３月３１日から施行する。

附　則

１　この細則は、令和５年３月３１日から施行する。